

議事日程(第5号)

平成25年6月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第50号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第2 議案第51号 築上町築城共同育苗施設条例の制定について
- 日程第3 議案第52号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第53号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第54号 築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第55号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第7 意見書案第2号 拉致問題に関わる被害者の救出を求める意見書(案)について
- 日程第8 意見書案第3号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る
意見書(案)について

(追加分)

- 日程第9 意見書案第4号 F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める意見書(案)について
- て
- 日程第10 発議第2号 F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める決議(案)について
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第50号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第2 議案第51号 築上町築城共同育苗施設条例の制定について
- 日程第3 議案第52号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第53号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第54号 築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第55号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第7 意見書案第2号 拉致問題に関わる被害者の救出を求める意見書(案)について
- 日程第8 意見書案第3号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る
意見書(案)について

(追加分)

日程第9 意見書案第4号 F-15 戦闘機の墜落事故再発防止を求める意見書(案)について

日程第10 発議第2号 F-15 戦闘機の墜落事故再発防止を求める決議(案)について

日程第11 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(15名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 小林 和政君 | 2番 宮下 久雄君 |
| 3番 丸山 年弘君 | 4番 工藤 政由君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 有永 義正君 |
| 8番 田村 兼光君 | 9番 塩田 文男君 |
| 10番 西畑イツミ君 | 11番 塩田 昌生君 |
| 12番 中島 英夫君 | 13番 田原 宗憲君 |
| 14番 信田 博見君 | 15番 武道 修司君 |
| 16番 西口 周治君 | |

欠席議員(1名)

7番 吉元 成一君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 宮房 優子君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 新川 久三君 | 副町長 | 八野 紘海君 |
| 教育長 | 進 俊郎君 | | |
| 会計管理者兼会計課長 | | | 田中 哲君 |
| 総務課長 | 則行 一松君 | 財政課長 | 中野 誠一君 |
| 企画振興課長 | 渡邊 義治君 | 人権課長 | 中野 康弘君 |
| 税務課長 | 田村 一美君 | 住民課長 | 平塚 晴夫君 |
| 福祉課長 | 高橋 美輝君 | 産業課長 | 田村 啓二君 |
| 建設課長 | 平尾 達弥君 | 都市政策課長 | 久保 和明君 |

| | | | | | |
|-----------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 上水道課長 | …………… | 加來 泰君 | 下水道課長 | …………… | 古田 和由君 |
| 総合管理課長 | …………… | 松田 洋一君 | 環境課長補佐 | …………… | 進 信博君 |
| 農業委員会事務局長 | … | 加來 直之君 | 商工課長 | …………… | 神崎 一浩君 |
| 学校教育課長 | …………… | 金井 泉君 | 生涯学習課長 | …………… | 宮尾 孝好君 |
| 監査事務局長 | …………… | 木部 英明君 | | | |

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第50号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第50号平成25年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。1番目に厚生文教常任委員長、西口議員。

○厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第50号平成25年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、放課後児童クラブ室建設事業、築城中学校建て替えに伴う調査業務委託料等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 2番目に、産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第50号平成25年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、防衛施設周辺民生安定施設整備に伴う測量設計管理業務委託料、商品券プレミアム販売事業助成金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 次3番目、総務常任委員長、信田議員。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第50号平成25年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、人事異動に伴う人件費の減額、コミュニティ事業助成金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第50号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第51号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第51号築上町築城共同育苗施設条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第51号築上町築城共同育苗施設条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築城共同育苗施設を効果的に活用するため条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第52号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第52号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第52号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、東日本大震災に係る被災地居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長、延滞金に関する経過措置等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第52号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第53号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第53号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第53号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、農業公園を利用しやすくするため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第53号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第54号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第54号築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

○厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第54号築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、条例の目的である学校施設の耐震診断が全て終了したことに伴う条例の廃止であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第54号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第55号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第55号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第55号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、築上町築城共同育苗施設を効果的に活用するため福岡京築農業共同組合を指定管理者に指定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第55号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 意見書案第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、意見書案第2号拉致問題に関わる被害者の救出を求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

○総務常任委員長（信田 博見君） 意見書案第2号拉致問題に関わる被害者の救出を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、拉致問題の全面解決、全ての拉致被害者を早急に救出するよう求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 意見書案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、意見書案第3号少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

○厚生文教常任委員長（西口 周治君） 意見書案第3号少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、教育現場の環境整備を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第9、意見書案第4号F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める意見書（案）についてから日程第11、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める意見書（案）についてから常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、委員会付託を省略し本日即決することに決定しました。

日程第9 意見書案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、意見書案第4号F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進議会事務局長。

○事務局長（進 克則君） 議会事務局、進です。

意見書案第4号F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める意見書（案）について。標記の規則案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成25年6月19日。提出者、築上町議会議員吉元成一。賛成者、築上町議会議員武道修司。賛成者、築上町議会議員西口周治。賛成者、築上町議会議員信田博見。賛成者、築上町議会議員中島英夫。賛成者、築上町議会議員塩田昌生。賛成者、築上町議会議員西畑イツミ。賛成者、築上町議会議員丸山年弘。築上町議会議長、田村兼光殿。

○議長（田村 兼光君） では、提出者武道修司議員。

○議員（15番 武道 修司君） 意見書案第4号F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める意見書（案）についてですが、本日、吉元成一議員というか、基地対の委員長が体調不良のため欠席しておりますので、副委員長であります武道のほうから提案理由の説明をさせていただきたいというふうに思います。

平成25年の5月28日、午前8時43分ごろ、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が沖縄本島東東方約126キロの海上に墜落するという事故が発生しました。

今回の事故に関しまして、沖縄県や地元市町村等が関係要路に対して再発防止と原因究明の間、F-15戦闘機の飛行を中止するよう要請を行ったところですが、それにもかかわらず5月30日に米軍が一方向的に訓練を再開しています。

F-15戦闘機は築城所属の戦闘機と同機種であることから、基地周辺の住民の不安は計り知

れないものがあります。

このようなことから、政府は墜落原因の究明と再発防止の徹底を米軍に対し要請するとともに、国内の自衛隊のF-15戦闘機を含む全機種に対して安全対策の徹底を図るように強く要求するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

御審議の上、御採択いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（田村 兼光君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第4号について採決を行います。

意見書案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 発議第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、発議第2号F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進議会事務局長。

○事務局長（進 克則君） 議会事務局、進でございます。

発議第2号F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める決議（案）について。上記の決議案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成25年6月19日。提出者、築上町議会議員吉元成一。賛成者、築上町議会議員武道修司。賛成者、築上町議会議員西口周治。賛成者、築上町議会議員信田博見。賛成者、築上町議会議員中島英夫。賛成者、築上町議会議員塩田昌生。賛成者、築上町議会議員西畑イツミ。賛成者、築上町議会議員丸山年弘。築上町議会議長、田村兼光殿。

○議長（田村 兼光君） 武道修司議員。

○議員（15番 武道 修司君） 発議第2号F-15戦闘機の墜落事故再発防止を求める決議

(案)についてということで提案理由を述べさせていただきます。

提案理由は先ほどお話しした意見書案第4号と同じ内容になりますが、先ほどは国に対してのものであり、今回は築城基地に直接、基地にお願い、要望というか、防止を求める決議であります。

内容的には先ほどと同じですが、築城基地においては平成20年の9月に山口沖に墜落、最近では平成23年の7月に那覇基地のF-15が墜落、さらに10月には小松基地のF-15の燃料タンクが落下するというような事故が起きております。

こういうことは、極めて異常であり、断じて許すべきものではありません。築上町議会においては、これまで相次いで発生したF-15戦闘機やその他の航空機事故の事故に対して事故原因の徹底究明と再発防止の抗議も行ってきました。

こういうことから、築城基地においては、これまで以上に安全対策の徹底を図っていただき、基地周辺の理解協力を得られるように最善の努力を求め、強く要求するところでございます。

御審議の上、採択くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決を行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長(田村 兼光君) 日程第11、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し

出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

ここで町長から閉会の挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆様、きょう最終会議ということで、6月6日から14日間にかけて第2回定例議会、御苦労さんでございました。全ての議案が可決承認をいただき、ありがとうございました。

議会後は本当に梅雨のさなかでございます。湿度も高い時期ではございますが、梅雨が明けますと、また猛暑という一番暑い時期にさしかかるわけでございます。皆さんにおかれましては、御自愛をしていただきながら、また町政の中にも参画をしていただき、町づくりに御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

これにて御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで、平成25年第2回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員